

**公告**

特定非営利活動促進法（平成10年法律第7号）第10条第1項の規定により、特定非営利活動法人の設立の認証申請があったので、同条第2項の規定により次のとおり公告します。

平成18年5月11日

長野県知事 田中康夫

- 1 申請のあった年月日
平成18年4月11日
- 2 申請に係る特定非営利活動法人の名称
特定非営利活動法人ライフケアいいだ
- 3 代表者の氏名
牛山満智子
- 4 主たる事務所の所在地
長野県飯田市鼎中平2276番地8
- 5 定款に記載された目的

この法人は、障害（児）者や高齢者等及びその家族、並びに地域住民に対して、自立と社会参加、生活支援、介助や介護サービス、権利の擁護に関する事業と創造的なネットワークのシステムづくりを行い、福祉の増進に寄与することを目的とする。

NPO推進チーム

公告

特定非営利活動促進法（平成10年法律第7号）第25条第3項の規定により、特定非営利活動法人の定款の変更の認証申請があったので、同条第5項において準用する同法第10条第2項の規定により次のとおり公告します。

平成18年5月11日

長野県知事 田中康夫

- 1 申請のあった年月日
平成18年4月24日
- 2 申請に係る特定非営利活動法人の名称
特定非営利活動法人ふれあいセンターよもぎ
- 3 代表者の氏名
大森正勝
- 4 主たる事務所の所在地
長野県岡谷市長地権現町4丁目1番30号
- 5 定款に記載された目的
この法人は、高齢者及び障害者に対して、生活支援及び介護に関する事業を行い、地域福祉に貢献し、だれもが住みやすい社会づくりに寄与することを目的とする。

NPO推進チーム

公告

特定非営利活動促進法（平成10年法律第7号）第25条第4項の規定により、特定非営利活動法人の定款の変更の認証申請があったので、同条第5項において準用する同法第10条第2項の規定により次のとおり公告します。

平成18年5月11日

長野県知事 田中康夫

- 1 申請のあった年月日
平成18年4月28日
- 2 申請に係る特定非営利活動法人の名称
特定非営利活動法人しなの
- 3 代表者の氏名
若麻績侑孝
- 4 主たる事務所の所在地
長野市大字中御所字岡田107番地5
- 5 定款に記載された目的

この法人は、日常生活を脅かす凶悪犯罪が増加するなど、治安の悪化が懸念される社会情勢に対し、各種犯罪の防止対策等の地域安全活動を推進し、安心安全なまちづくりの構築を図り、広く公益に寄与することを目的とする。

NPO推進チーム

公告

次のとおり一般競争入札に付します。

平成18年5月11日

長野県知事 田中康夫

- 1 入札に付する事項
 - (1) 調達をする役務
平成18年度長野県庁・長野合同庁舎自動ドア点検作業
 - (2) 役務の特質
長野県庁及び長野合同庁舎の自動ドアの点検業務
 - (3) 履行期間
契約の日から平成19年3月31日まで
 - (4) 履行場所
長野市大字南長野字幅下692-2 長野県庁舎
長野市大字南長野南県町686-1 長野合同庁舎
 - (5) 入札方法
価格の総額について行います。なお、落札者の決定に当たっては、入札書に記載された金額の100分の5に相当する額を加算した金額（当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てるものとします。）をもって落札価格としますので、入札者は、消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約金額の105分の100に相当する金額を入札書に記載してください。
- 2 入札に参加する者に必要な資格
次のいずれにも該当する者であることとします。
 - (1) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号。以下「政令」という。）第167条の4第1項又は財務規則（昭和42年長野県規則第2号。以下「規則」という。）第120条第1項の規定により入札に参加することができないとされた者でないこと。
 - (2) 長野県の一般競争入札又は指名競争入札に参加する者の資格

(昭和59年長野県告示第60号)の別表「その他の契約」の欄の等級区分がC以上に格付けされている者であること。

- (3) 長野県総務部長から管理その他の委託及び物品購入等入札参加資格者に係る指名停止要領(平成11年4月1日付け11管第35号)に基づく指名停止を受けている期間中の者でないこと。
- (4) 自動ドアに係る点検作業の元請契約を誠実に履行する能力を有する者であること。
- (5) 長野県内に本社又は営業所等を有する者であること。

3 入札説明書の交付場所、契約条項等を示す場所及び問い合わせ先

長野市大字南長野字幅下692-2

長野県総務部財産活用チーム

電話 026(235)7045

4 入札手続等

(1) 契約の手続において使用する言語及び通貨

日本語及び日本国通貨

(2) 入札及び開札の日時及び場所

ア 日時 平成18年5月22日(月) 午前10時

イ 場所 長野県庁 本館入札室

(3) 郵便入札の可否

郵便による入札は、受け付けません。

(4) 入札者に要求される事項

この入札に参加を希望する者は、入札説明書に定める必要事項について説明した書類を、平成18年5月18日(木)午後5時までに提出してください。この場合において、開札日の前日までに必要な証明書等の照会があったときは、入札に参加を希望する者の負担において説明してください。

(5) 入札保証金

政令第167条の7第1項に規定する入札保証金を、別に定める期限までに納付してください。ただし、規則第126条第2項各号に掲げる担保を提供した場合又は規則第127条各号に該当する場合は、納付する必要はありません。

(6) 契約保証金

政令第167条の16第1項に規定する契約保証金を、別に定める期限までに納付してください。ただし、規則第126条第2項各号に掲げる担保を提供した場合又は規則第143条各号に該当する場合は、納付する必要はありません。

(7) 入札の無効

規則第129条各号に該当する入札書は、無効とします。

(8) 契約書作成の要否

必要とします。

(9) 落札者の決定方法

予定価格の制限の範囲内に達した入札であって、最低の価格をもつてした者を落札者として決定します。

5 その他

詳細は、入札説明書によります。

財産活用チーム

公告

長野県ふるさとの森林づくり条例(平成16年長野県条例第40号)第19条第1項の規定により長野市鬼無里地区森林整備保全重点地域を指定したいので、同条第4項の規定により次のとおり公告し、その案を縦覧に供します。なお、同条第5項による意見書の提出は、平成18年6月9日までにしてください。

平成18年5月11日

長野県知事 田中康夫

1 森林整備保全重点地域の名称

長野市鬼無里地区森林整備保全重点地域

2 森林整備保全重点地域の区域

長野市鬼無里の区域のうち、森林法(昭和26年法律第249号)第5条第1項の地域森林計画の対象となっている民有林の区域

3 指定の案の縦覧場所

長野県庁(長野県生活環境部地球環境チーム及び長野県行政情報センター)及び長野県長野地方事務所(環境森林チーム)

地球環境チーム

公告

次のとおり一般競争入札に付します。

平成18年5月11日

長野県立須坂病院長 齊藤博

1 入札に付する事項

(1) 調達をする物品等及び数量

別表のとおり

(2) 物品等の特質

仕様書のとおり

(3) 納入期限

平成18年6月30日

(4) 納入場所

長野県立須坂病院

(5) 入札方法

別表の調達物品ごとに入札に付し、それぞれ価格の総額について行います。なお、落札者の決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の100分の5に相当する額を加算した金額(当該加算した金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てた額)をもって落札価格とするので、入札者は、消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約金額の105分の100に相当する金額を入札書に記載してください。

2 入札に参加する者に必要な資格

次のいずれにも該当する者であることとします。

(1) 地方自治法施行令(昭和22年政令第16号。以下「政令」という。)第167条の4第1項又は財務規則(昭和42年長野県規則第2号。以下「規則」という。)第120条第1項の規定により入札に参加することができないとされた者でないこと。

(2) 一般競争入札又は指名競争入札に参加する者の資格(昭和59年長野県告示第60号)の別表の「物件の買入れ」の欄の等級区分が調達する物品ごとに別表の等級区分に示す等級に格付けされている者であること。

- (3) 長野県総務部長から管理その他の委託及び物品購入等入札参加資格者に係る指名停止要領（平成11年4月1日付け11管第35号）に基づく指名停止を受けている期間中の者でないこと。
- (4) 調達をする物品等に関し、アフターサービス及びメンテナンス（保守及び管理）を迅速に行う体制が整備されている者であること。
- (5) その他仕様書に記載されている技術的要件を満たす者であること。

3 入札説明書の交付場所、契約条項等を示す場所及び問い合わせ先

須坂市大字須坂1332
長野県立須坂病院 事務局総務ユニット
電話 026 (246) 5511

4 入札手続等

- (1) 契約手続において使用する言語及び通貨
日本語及び日本国通貨
- (2) 入札及び開札の日時及び場所
ア 日時 別表のとおり
イ 場所 長野県立須坂病院 北棟4階会議室
- (3) 郵送による入札書の受領期限及び提出場所
ア 日時 平成18年5月30日 午後5時（必着）
イ 場所 須坂市大字須坂1332（郵便番号 382-0091）
長野県立須坂病院 事務局総務ユニット
- (4) 入札保証金
政令第167条の7第1項に規定する入札保証金を、別に定める期限までに納付してください。ただし、規則第126条第2項各号に掲げる担保を提供した場合又は規則第127条各号に該当する場合は、納付する必要はありません。
- (5) 契約保証金
政令第167条の16第1項に規定する契約保証金を、別に定める期限までに納付してください。ただし、規則第126条第2項各号に掲げる担保を提供した場合又は規則第143条各号に該当する場合は、納付する必要はありません。
- (6) 入札の無効
規則第129条各号に該当する入札書は、無効とします。
- (7) 契約書作成の要否
必要です。
- (8) 落札者の決定方法
予定価格の制限の範囲内に達した入札であって、最低の価格をもつてした者を落札者として決定します。

5 その他

詳細は、入札説明書及び仕様書のとおりです。

（別表）

調達物品名	数量	入札及び開札の日時	等級区分
全自動散剤分包機	一式	平成18年5月31日 午後2時30分	B以上
関節鏡カメラシステム	一式	平成18年5月31日 午後3時00分	B以上

県立病院チーム

公告

次のとおり一般競争入札に付します。

平成18年5月11日

長野県佐久建設事務所長 田 中 幸 男

1 入札に付する事項

- (1) 業務名
平成18年度県単砂防管理事業に伴う保守点検業務委託
- (2) 業務の概要
入札説明書のとおりです。
- (3) 履行期間
契約の日から平成19年3月30日まで
- (4) 履行場所
佐久建設事務所管内一円
- (5) 入札方法

価格の総額について行います。なお、落札者の決定に当たっては、入札書に記載された金額の100分の5に相当する額を加算した金額（当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てるものとします。）をもって落札価格としますので、入札者は、消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約金額の105分の100に相当する金額を入札書に記載してください。

2 入札に参加する者に必要な資格

次のいずれにも該当するものであることとします。

- (1) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号。以下「政令」という。）第167条の4第1項又は財務規則（昭和42年長野県規則第2号。以下「規則」という。）第120条第1項の規定により入札に参加することができないとされた者でないこと。
- (2) 長野県の一般競争入札又は指名競争入札に参加する者の資格（昭和59年長野県告示第60号）の別表の「その他の契約」の欄の等級区分がAに格付けされている者であること。
- (3) 長野県総務部長から管理その他の委託及び物品購入等入札参加資格者に係る指名停止要領（平成11年4月1日付け11管第35号）に基づく指名停止を受けている期間中でない者であること。
- (4) 過去に同種の通信設備保守点検業務の履行実績を有する者であること。
- (5) 長野県内に本店又は支店若しくは営業所を有する者であること。

3 入札説明書の交付場所、契約条項等を示す場所及び問い合わせ先

佐久市跡部65-1
長野県佐久建設事務所 総務チーム
電話 0267 (63) 3111㈹ 内線 414

4 入札手続等

- (1) 契約の手続において使用する言語及び通貨
日本語及び日本国通貨
- (2) 入札及び開札の日時及び場所
ア 日時 平成18年6月1日（木）午後1時30分
イ 場所 長野県佐久合同庁舎 403号会議室
- (3) 郵便入札の可否
郵便による入札は受け付けません。
- (4) 入札者に要求される事項
この入札に参加を希望する者は入札説明書に定める必要事項について説明した書類を、平成18年5月25日（木）午後5時ま

でに上記3の場所に提出してください。この場合において、開札日の前日までの間に必要な証明書等の照会があったときは、入札に参加を希望する者の負担において説明してください。

(5) 入札保証金

政令第167条の7第1項に規定する入札保証金を、別に定める期限までに納付してください。ただし、規則第126条第2項各号に掲げる担保を提供した場合又は規則第127条各号に該当する場合は、納付する必要はありません。

(6) 契約保証金

政令第167条の16第1項に規定する契約保証金を、別に定める期限までに納付してください。ただし、規則第126条第2項各号に掲げる担保を提供した場合又は規則第143条各号に該当する場合は、納付する必要はありません。

(7) 入札の無効

規則第129条各号に該当する入札書は、無効とします。

(8) 契約書作成の要否

必要とします。

(9) 落札者の決定方法

予定価格の制限の範囲内に達した入札であって、最低の価格をもつてした者を落札者として決定します。

5 その他

詳細は、入札説明書によります。

砂防チーム

公告

次のとおり一般競争入札に付します。

平成18年5月11日

長野県中野建設事務所長 保谷真司

1 入札に付する事項

(1) 業務名

平成18年度県単砂防管理事業及び水防管理事業に伴う保守点検業務委託

(2) 業務の概要

入札説明書のとおりです。

(3) 履行期間

契約の日から平成19年3月20日まで

(4) 履行場所

長野県中野建設事務所管内

(5) 入札方法

価格の総額について行います。なお、落札者の決定に当たっては、入札書に記載された金額の100分の5に相当する額を加算した金額（当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てるものとします。）をもって落札価格としますので、入札者は、消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった金額の105分の100に相当する金額を入札書に記載してください。

2 入札に参加する者に必要な資格

次のいずれにも該当する者であることとします。

(1) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号。以下「政令」という。）第167条の4第1項又は財務規則（昭和42年長野県規則第2号。以下「規則」という。）第120条第1項の規定により入

札に参加することができないとされた者でないこと。

(2) 長野県の一般競争入札又は指名競争入札に参加する者の資格（昭和59年長野県告示第60号）の別表の「その他の契約」の欄の等級区分がC以上に格付けされている者であること。

(3) 長野県総務部長から管理その他の委託及び物品購入等入札参加資格者に係る指名停止要領（平成11年4月1日付け11管第35号）に基づく指名停止を受けている期間中の者でないこと。

(4) 主任技術者として第3級陸上特殊無線技士以上の資格を有し、かつ、実務経験5年以上の者を選任できること。

(5) 過去に同種の保守点検業務の履行実績を有する者であること。

(6) 長野県内に本社又は支店若しくは営業所を有する者であること。

3 入札説明書の交付場所、契約条項等を示す場所及び問い合わせ先

中野市中央1丁目4-19

長野県中野建設事務所 総務チーム

電話 0269(22)3138

4 入札手続等

(1) 契約の手続において使用する言語及び通貨

日本語及び日本国通貨

(2) 入札及び開札の日時及び場所

ア 日時 平成18年5月31日(水) 午前10時30分

イ 場所 長野県中野建設事務所 201号会議室

(3) 郵便入札の可否

郵便による入札は、受け付けません。

(4) 入札者に要求される事項

この入札に参加を希望する者は、入札説明書に定める必要事項について説明した書類を、平成18年5月24日(水)午後5時までに上記3の場所に提出してください。この場合において、開札日の前日までの間に必要な証明書等の照会があったときは、入札に参加を希望する者の負担において説明してください。

(5) 入札保証金

政令第167条の7第1項に規定する入札保証金を、別に定める期限までに納付してください。ただし、規則第126条第2項各号に掲げる担保を提供した場合又は規則第127条各号に該当する場合は、納付する必要はありません。

(6) 契約保証金

政令第167条の16第1項に規定する契約保証金を、別に定める期限までに納付してください。ただし、規則第126条第2項各号に掲げる担保を提供した場合又は規則第143条各号に該当する場合は、納付する必要はありません。

(7) 入札の無効

規則第129条各号に該当する入札書は、無効とします。

(8) 契約書作成の要否

必要とします。

(9) 落札者の決定方法

予定価格の制限の範囲内に達した入札であって、最低の価格をもつてした者を落札者として決定します。

5 その他

詳細は、入札説明書によります。

砂防チーム